

第10回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月20日(金) 午前10時00分から午前11時40分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
鈴木進吉推進委員、青木幸一推進委員、大関孝男推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第4号 新規就農認定申請の取り下げの件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
○議長 ただ今から、平成30年度第10回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長 それでは、8番 大橋好一 委員、9番 中川久枝 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
4月2日(月)、辞令交付式が正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
4月9日(月)、第5回壬生町庁舎建設委員会が正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
4月12日(木)、平成30年度全国情報会議が、東京都文京区「椿山荘」において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理はじめ農業委員7名、青木幸一推進委員長はじめ、推進委員7名が出席され、事務局からは私と岡局長補佐が出席いたしました。
4月16日(月)、農地法5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第2会議室及び現

地において開催され、梁島源智会長、大橋幸子農業委員、清水利通農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいただきます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

4月5日(木)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は8件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人_____氏(上表町)、譲受人_____氏(下表町)

土地の表示 大字壬生甲 畑 1筆 1,067㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第2項：貸人_____氏(本郷)、借人_____氏(本郷)

土地の表示 大字七ツ石 田 合計19筆 22,854㎡

使用貸借権の設定、借人の稼働力 稼働4人

第3項：譲渡人_____氏(下馬木)、譲受人_____氏(下馬木)

土地の表示 大字壬生甲 畑 3筆 2,316㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第4項：譲渡人_____氏(下馬木)、譲受人_____氏(下馬木)

土地の表示 大字壬生甲 畑 1筆 958㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第5項：譲渡人_____氏(旭町)、譲受人_____氏(旭町)

土地の表示 大字藤井 畑 1筆 555㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第6項：貸人_____氏(下坪)、_____氏(下坪)、借人_____氏
(宇都宮市)

土地の表示 大字羽生田 畑 1筆 1,933㎡

使用貸借権の設定、借人の稼働力 稼働2人

第7項：譲渡人_____氏(西高野)、譲受人_____氏(西高野)

土地の表示 大字壬生甲 畑 2筆 1,635㎡

贈与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第8項：譲渡人_____氏(本郷)、譲受人_____氏(本郷)

土地の表示 大字上稲葉 田 1筆 476㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

なお、第1項から第8項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしております。

詳細は議案書のとおりです。以上、説明とさせていただきます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

○3番 早乙女誠 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。

去る4月14日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と石井隆二推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。

去る4月15日に貸人_____氏、借人_____氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。
去る4月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確
認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、
いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ
る方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。
去る4月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確
認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、
いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ
る方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

参考に聞きたいのですが、3項とでは単価がずいぶん違いますがどうしてですか。

○議長 6番 清水利通 委員

- 6番 清水利通 委員
砂利採取地のため、両者で相談して価格を決定しました。
- 議長 それでは他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議長 8番 大橋好一 委員
- 8番 大橋好一 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第5項案件について、ご報告いたします。
去る4月17日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 議長 4番 篠原正明 委員
- 4番 篠原正明 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第6項案件についてご報告いたします。
去る4月18日に貸人_____氏立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第7項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 6番 清水利通 委員

- 6番 清水利通 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第7項案件についてご報告いたします。
去る4月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第8項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 1番 琴寄成人 委員

- 1番 琴寄成人 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第8項案件についてご報告いたします。
去る4月12日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

4月5日(木)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は5件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：貸貸人_____氏(田向稻荷内)

賃借人_____氏(下野市)

土地の表示 大字藤井 畑 2筆 合計2,071㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

第2項：譲渡人_____氏(安塚2-1)

譲受人_____株 代表取締役_____氏(壬生町)

土地の表示 大字国谷 畑 2筆 合計1,195㎡

太陽光発電設備敷地のための所有権移転

第3項：貸貸人_____氏(東原)

賃借人(有)_____代表取締役_____氏(宇都宮市)

土地の表示 大字助谷 畑 1筆 1,223㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

第4項：貸人_____氏(本郷)

借人_____氏(壬生町)

土地の表示 大字羽生田 畑 1筆 499㎡

住宅敷地のための使用賃借権設定20年

第5項：譲渡人_____氏(安塚2-1)

譲受人 社会福祉法人_____理事長_____氏(壬生町)

土地の表示 大字安塚 畑 2筆 合計5,804㎡

施設敷地のための所有権移転

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る4月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の大橋幸子委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調

査報告をさせていただきます。

現地調査については、4月16日（月）に私と梁島源智会長、清水利通委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われま。また現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農地法第4条第6項本文・第2号に該当せず、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第一種農地であります。不許可の例外である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土の採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ。また、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第一種農地であります。不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号イに該当する住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第5項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農地法第4条第6項本文・第2号該当せず、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

4月5日(木)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件については2件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：貸貸人_____氏(下坪)

賃借人(有)_____代表取締役_____氏(鹿沼市)

土地の表示 大字羽生田 畑 2筆 合計7,060㎡

許可日が、当初平成29年3月31日付、壬農委指令第5-46号で、許可期間が、平成29年3月31日～平成30年3月30日まで、園芸用土採取、賃借権の設定、平成31年3月30日まで許可期間を延長する申請です。

第2項：貸貸人_____氏(六美北部)

賃借人(有)_____代表取締役_____氏(宇都宮市)

土地の表示 大字壬生丁 畑 3筆 合計9,858.67㎡

許可日が、当初平成27年3月24日付、栃木県指令下農振第5-40508号で、許可期間が平成27年4月16日～平成28年4月15日まで、事業計画変更(第1回)が、平成28年5月20日付、壬農委指令第2号で、許可期間が平成27年4月16日～平成29年4月15日まで、事業計画変更(第2回)が、平成29年4月20日付、壬農委指令第17号で、許可期間が平成27年4月16日～平成30年4月15日まで、園芸用土採取、賃借権の設定、平成30年9月30日まで許可期間を延長する申請です。

以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る4月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、5番 大橋幸子委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ4月16日（月）に同じメンバーで調査いたしました。

最初に第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、園芸用土の掘削は終了しておりますが、埋戻し用の建設残土が思うように手配できず、予定通りに表土を戻し農地を復元させるまでに至らないため、平成31年3月30日まで期間延長をするものであり、事業計画変更承認基準に該当するため、現地調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第2項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、園芸用土の掘削は終了しておりますが、埋戻し用の建設残土が思うように手配できず一部埋戻しが終わらず、予定通りに表土を戻し農地を復元させるまでに至らないため、平成31年9月30日まで期間延長をするものであり、事業計画変更承認基準に該当しており、期間内の早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束し、また1ヵ月ごとに進捗状況を確認することで、現地調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

報告書の最後に1ヵ月毎に進捗状況を確認するとありますが、こちらから行くんですか。

○議長 こちらから行きます。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

また_____さんは、去年別な所、この隣を申請したと思いますが。

○議長 掘っていますが、業者が違います。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

分かりました。この毎月の確認は、誰がどの時点で行くんですか。事務局ですか。調査委員会ですか。

○議長 現地調査の時に巡回して確認してもらいます。計画書が出ていますので、それに沿って見てもらいます。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

再設定の賃借権分については、8件、51筆、面積合計34,514.03㎡

再設定の使用貸借権分については、3件、8筆、面積合計10,581.00㎡

新規の賃借権分については、7件、8筆、面積合計19,661.00㎡

新規の使用貸借権分については、3件、7筆、面積合計7,586.00㎡

所有権移転分については、4件、9筆、面積合計11,124.00㎡

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、報告事項に入ります。
日程第6の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- 事務局長
報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の17ページの4件がございました。内容については、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により証明をいたしました。
- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 4番 篠原正明 委員
第1項案件について、去る3月28日に、私と木野内佳代子推進委員で現地調査をしてみました。
願い出のとおり、昭和60年頃から山林化した雑種地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- 議長 続いて、第2項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 4番 篠原正明 委員
ただいまの第1号第1項案件と隣接した土地であります。第2項案件について、去る3月28日に、私と木野内佳代子推進委員で現地調査をしてみました。
願い出のとおり、昭和60年頃から山林化した雑種地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。
- 議長 続いて、第3項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 議長 7番 大久保幸雄 委員
第3項案件について、去る4月3日に、私と中川義人推進委員で現地調査をしてみました。
願い出のとおり、昭和43年から宅地として利用していることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

で、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 続いて、第4項の件について、現地調査委員会の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

第4項案件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

去る4月16日に、農地法第5条の現地調査と同じメンバーで現地調査をしてまいりました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、平成27年9月10日の台風による大雨により隣接する_____所有地から土砂が流入したため、農地への復元が困難なことから非農地証明の申請がありました。

現地調査においては、多数の砂利が流入し農地への復元が極めて困難であると認められたため、非農地証明の発行はやむなしと判断しましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第4項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの4件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の権利取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの6件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第4号「新規就農認定申請の取り下げの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第4号「新規就農認定申請の取り下げの件について」は、議案書の20ページの1件がございました。

内容については記載のとおり、3月20日付で、_____氏から新規就農認定申請書の取下書が提出されたため、同日付けで取下書を受理したものであります。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願いいたします。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

1 前回総会時の質問事項に対する回答について

- ・ 認定農業者平均年齢・・・60.01歳
- ・ 平成29年度5条許可申請による転用件数・・・58件
(H29.4.1～H30.3.31)
 - 内 園芸用土採取・・・22件(68,620.18㎡)
 - 内 砂利採取・・・3件(26,507.12㎡)
- ・ 鹿沼市土採取事業規制条例（別紙）
- ・ 壬生町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（別紙）

○事務局（岡局長補佐兼庶務係長）

2 平成31年度農林関係税制改正要望の提出について

○議長 ただ今説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

【 事務局・・・事務連絡 】

- 1 全国情報会議決算報告について
- 2 事務局職員歓送迎会について
- 3 農業委員会活動記録簿の提出について
- 4 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第10回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時40分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____